

# IAEAって何？

- 第2次世界大戦終結後、原子力の商業的利用に対する関心の増大とともに、核兵器の拡散に対する懸念が強まり、原子力は国際的に管理すべきであるとの考えが広まった
- 1953年の国連総会におけるアイゼンハワー米国大統領による演説（「Atoms for Peace」）を直接の契機として、国際原子力機関（IAEA: International Atomic Energy Agency）創設の気運が高まり、1954年に、国連においてIAEA憲章草案のための協議が開始された。

# IAEAって何？

- 1956年、IAEA憲章採択会議においてIAEA憲章草案が採択され、1957年7月29日、IAEA憲章は所要の批准数を得て発効し、IAEAが発足
- 国家間組織
- 国連と協定を結び、深いかかわりがある
- 2012年4月現在、加盟国は154ヶ国
- 本部はウィーン

# IAEAの目的

IAEAは、原子力の平和的利用を促進するとともに、

原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止することを目的とする。

# IAEA憲章

## 第2条 目的

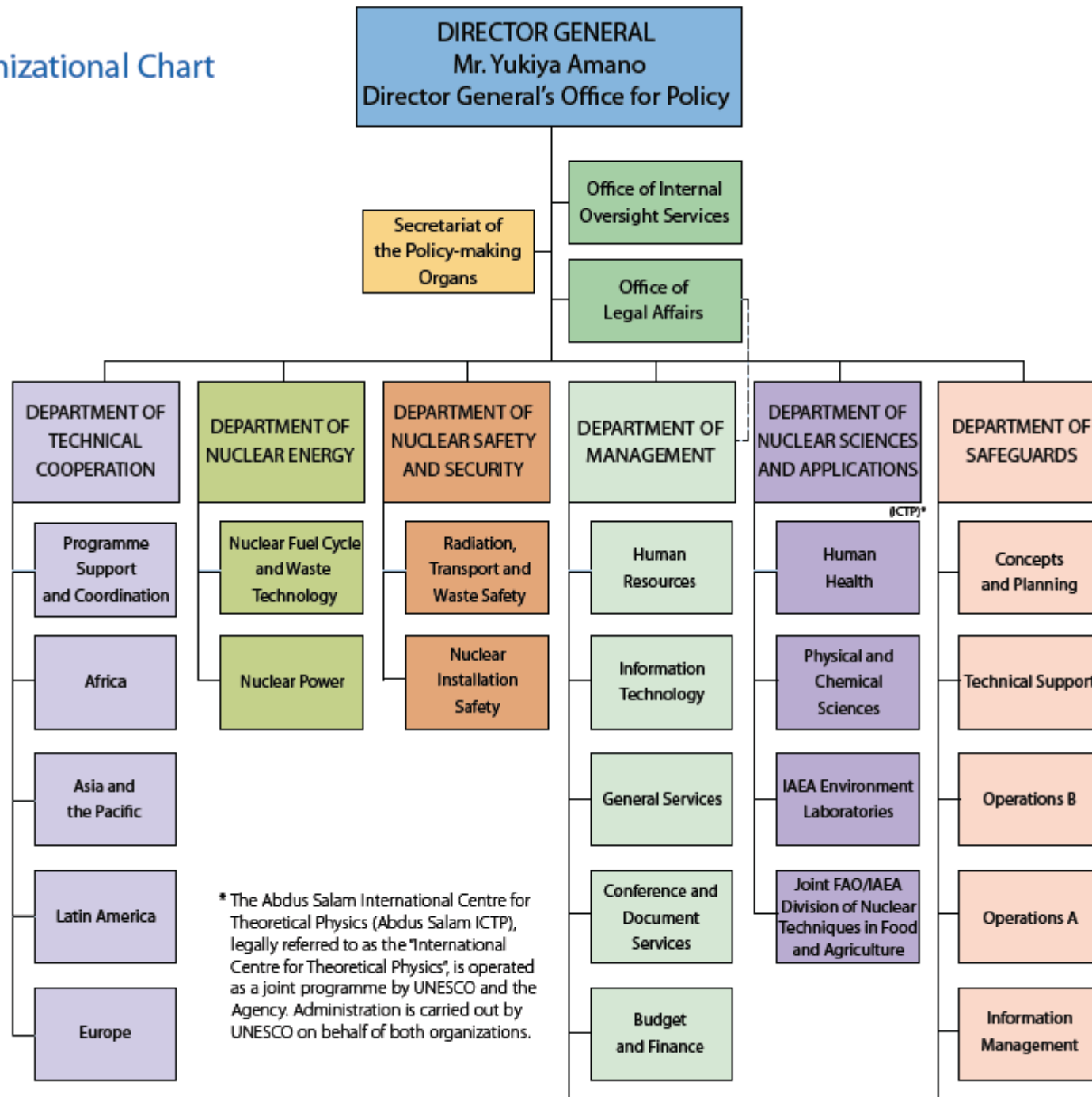
この機関は、全世界において平和と健康と富への原子力の貢献を加速し、増大させるよう務める

## 第3条 機能

A.この機関は属性として

1.全世界において、平和的目的の原子力の開発と実際的使用を、またその分野の研究を、勧奨しかつ援助する

# Organizational Chart



\* The Abdus Salam International Centre for Theoretical Physics (Abdus Salam ICTP), legally referred to as the "International Centre for Theoretical Physics", is operated as a joint programme by UNESCO and the Agency. Administration is carried out by UNESCO on behalf of both organizations.

## IAEA – WHO 合意文書

- 1959年5月28日、第12回世界保健会議にて批准
- WHO 12.40

## 第一条 協力と協議

- 1 国際原子力機関と世界保健機関とは、国際連合憲章が立てた一般的枠組みの中で、それぞれの組織の憲章の条項が定義する目的を実現しやすくするために、緊密な連携のもとに行動し、共通利害に関わる問題については定期的に協議することとする。
- 2 特に、世界保健機関の憲章と、国際原子力機関の憲章とに従って、また同じく、国際原子力機関が国際連合との間に取り結んだ合意書や、その合意書に関して交され書簡とに従って、また双方の協力関係において双方が互いに果すべき責任に照らして、**世界保健機関は、国際原子力機関が、平和利用のための原子力エネルギーの研究および開発と実用とを、全世界で鼓舞し、援助し、組織する根本機関であることを認めるが、世界保健機関が、研究を含むあらゆる形態を通じて、国際的な保健活動を鼓舞し、開発し、援助し、組織する権利は損なわれないものとする。**
- 3 一方が、他方にとって多大な関心事である分野での、**計画または活動を企てようとする度毎に、前者は後者に諮り、共通の合意において問題を処理するものとする。**

### 第三条 情報および資料の交換

- 1 国際原子力機関と世界保健機関とは、提供を受けた情報の機密性を保つために、何らかの抑制的な手段を取るべき場合があることを認識する。本合意書の一方ないしは他方が、その所持する情報について、その公開が、その機関の何れかの加盟国、あるいは誰であれ前述の情報を提供した人の信頼を裏切ることになるか、またはその仕事の円滑な遂行を何らかの形で妨げる恐れのあると、判断した場合については、この合意書のいかなる文言も、情報の提供を義務付けているもののように解釈してはならないという点で、双方は合意している。
- 2 国際原子力機関の事務局と世界保健機関の事務局とは、ある種の資料の機密性が保たれるために必要な手段が取られるという条件付きで、双方にとっての関心事となりうる、あらゆる企画や計画について相互に承知しておくものとする。
- 3 世界保健機関の事務局長と、国際原子力機関の事務局長と、あるいはそれぞれの代理人は、双方のどちらか一方の求めに応じて、諮問会を開催し、どちらか一方のもつ情報がもう一方にとって関心事でありうる場合に、それを提供する場とする。



「原子力産業の重要性を考えれば、チェルノブイリ規模の事故が年に一度くらいあっても、それで良しということだ」

IAEA 事務局長 ハンス・ブリクス 1986 年

吉田由布子さん(「チェルノブイリ被害調査・救援」女性ネットワーク)  
発表資料より

IAEA/国際諮問委員会による報告(5周年、1991年)  
「チェルノブイリの放射線よりも心理的影響が顕著」

IAEA/国際諮問委員会委員長

広島放射線影響研究所・重松逸造理事長(当時)

- 放射線被曝と関係するいかなる健康障害も認められなかった。  
放射線による生物学的影響よりも心理的影響が顕著。
- ソ連の防護措置(避難、移住、食品規制など)は概ね妥当で、時にはむしろ過剰。

既に増加し始めていた小児甲状腺ガンについて、  
「広島・長崎では10年後、ビキニでは8年後に甲状腺のガンまたは腫瘍が出てきた。いま甲状腺の異常が出るのは早過ぎる」。

(諮問委員会委員長重松逸造氏、「原子力文化」1991年7月号)

小児甲状腺ガン増加については、日本の学者から「スクリーニング効果ではないか」といった声が聞かれた。

# WHOによる1995年国際会議

- 「チェルノブイリをはじめとする放射線事故への影響」(1995年11月ジュネーブにて)
- チェルノブイリの影響を明らかにしようとする野心的試み
- IAEAによる原子力推進派の動員
- 報告書類は発表されなかった

# IAEAの1996年4月の会議 「チェルノブイリ事故から10年」

「チェルノブイリ事故から10年が経過したが、最も被害を受けた地域で、放射線にさらされた子どもたちの間に甲状腺がんが劇的に増加したほかは、被害の甚大な3国でも、事故の結果による被ばくによる甚大な影響はなかった。事故に起因すると考えられるどのような種類のがんにおいても、死亡率の際立った増加は全く見られない。

# 実際は...

多くの子どもは甲状腺、免疫、呼吸器、消化器の疾患が進行するリスクにあることがわかり、これは1989年1990年に具体的となった

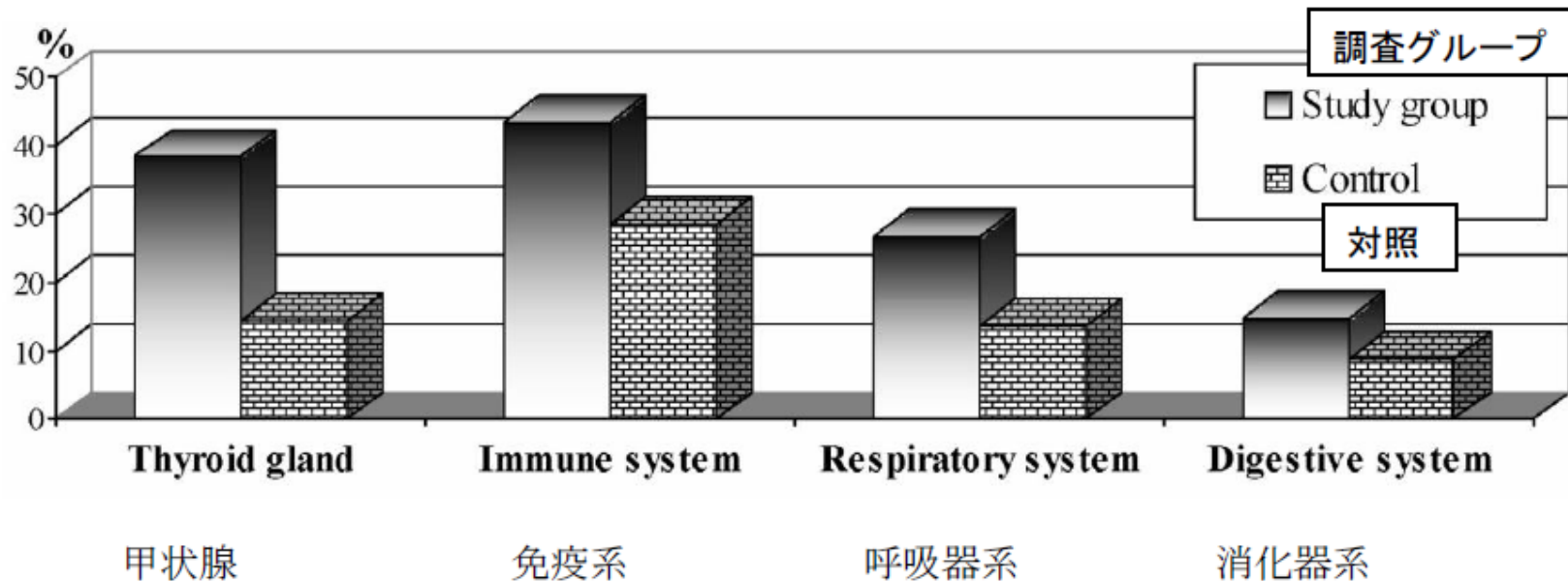


図 3.25 最も被曝した器官と系統別の、病気に進展するリスクのある子どもの%  
 (“ウクライナ医学アカデミー放射線医学研究センター”のデータ)

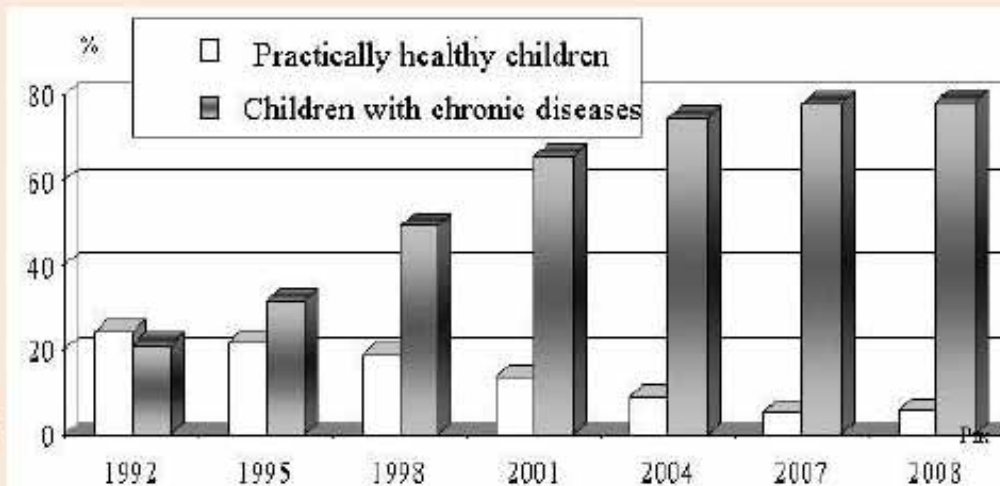
吉田由布子さん(「チェルノブイリ被害調査・救援」女性ネットワーク)  
発表資料より

## 慢性疾患を持つ子どもの増加 健康な子どもの減少

- 被曝した人の子どもでは、健康な子どもの比率は1992年の24.1%から2008年には5.8%に減少し、慢性疾患のある子どもの数は1992年の21.1%から2008年の78.2%に増加した。(ウクライナ)

1992年と比べ2009年には特定の分類の病気が急速に増加した。

内分泌系疾患-11.61倍  
筋骨系疾患-5.34倍  
消化器系-5.00倍  
精神・行動の異常-3.83倍  
循環器系疾患-3.75倍  
泌尿器系-3.60倍



慢性疾患のある子ども(■)と健康な子ども(□)の比重。  
1992-2008年における変動

(『25周年ウクライナ・ナショナルレポート』2011)

## IAEA による検閲の例

1995年11月のWHOの会議でウクライナのコロレンコ博士（保健相）はチェルノブイリの後始末に動員されたウクライナ人は26万人でありうち24000人が重い障害を負っていると発表した。

この発表は印刷されるはずだったが IAEA の圧力で差し止めとなった。

「今、世界にこれから癌になるかも知れない人間は何百万人もいて、チェルノブイリ事故による癌がそれに多少付け加わったとしても、まるで取るに足りないこと」



# IAEAと福島県の合意

放射線モニタリング及び除染の分野における協力に関する福島県と国際原子力機関との間の実施取決め

放射線モニタリングに関する調査研究  
オフサイト除染に関する調査研究  
放射性廃棄物管理に関する調査研究

# IAEAと福島県立医大による協定

人の健康の分野における協力に関する福島県立医科大学と国際原子力機関との間の実施取決め

健康管理調査

能力開発及び研究

啓発の強化

専門家による支援及び情報の交換

健康管理調査：IAEAは、福島健康管理調査プロジェクトの実施に際し、大学を支援する。

能力開発及び研究：両当事者は、人の健康プログラム（放射線緊急医療を含む）に関する能力開発及び研究に協力する。

啓発の強化：IAEAは、放射線が人の健康に与える影響に関する啓発を強化し、福島県民の放射線に対する不安及び心的外傷後ストレス障害に取り組むことを目的として、大学と協力して、会議、セミナー及びワークショップを開催するよう努める。

専門家による支援及び情報の交換：両当事者は、前記の共同活動を実施する上で、専門家による支援、情報データ及び資料を交換する。

## 8 情報の普及

...両当事者は、他方の当事者によって秘密として指定された情報の秘密性を確保する。

## 9 知的財産

両当事者は、IAEA憲章上の任務(特に、IAEA加盟国間の情報の交換の促進)を尊重しつつ、適当な場合かつ必要に応じ、知的財産及び知的財産権に関連する事項について相互に協議する。